

○宇部市都市計画審議会条例

昭和四十五年六月三十日

条例第二十八号

改正 平成一二年三月二七日条例第二十八号

平成一六年一〇月八日条例第九四号

(設置)

第一条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、宇部市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（平一二条例二八・一部改正）

(組織)

第二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

一 学識経験者 六人以内

二 市議会議員 五人以内

三 関係行政機関若しくは県の職員又は市民 四人以内

（平一二条例二八・平一六条例九四・一部改正）

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第四条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員又は専門委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき又は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（平一二条例二八・一部改正）

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、第二条第二項第一号に掲げる者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（平一二条例二八・一部改正）

(会議)

第六条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもつて充てる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平一二条例二八・一部改正)

(幹事)

第七条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて審議会の事務に従事する。

(雑則)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則 抄

1 この条例は、交付の日から施行する。

附 則 (平成十二年三月二十七日条例第二十八号)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の宇部市都市計画審議会条例の規定により任命されている委員又は臨時委員は、改正後の宇部市都市計画審議会条例の規定により任命された委員又は臨時委員とみなす。

附 則 (平成十六年十月八日条例第九十四号)

1 この条例は、平成十六年十一月一日から施行する。

2 この条例の施行の日以後改正後の第二条第二項の規定により最初に任命する宇部市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の委員（同日において現に在任する審議会の委員の退任又は任期の満了後最初に任命する者を含む。）の任期については、第三条第一項の規定にかかわらず、二年以内とすることができる。